

年金のコーナー 年金制度改正等のお知らせ

(平成17年4月1日)

国民年金保険料が月額13,580円になります。

(平成17年4月から平成18年3月まで)

特別障害給付金制度の新設

国民年金制度の中で生じた特別な事情により、障害基礎年金等を受給していない障害者に対して、福祉的措置として給付金を支給する制度です。

《対象》

- ・平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生
- ・昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった厚生年金保険等に加入していた方の配偶者

上記の方のうち、任意加入していなかった期間中に生じた傷病が、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある方です。

《請求書の受付》

- ・住所地の各支所で平成17年4月1日から受付を開始

《給付金の支給》

- ・請求書を受付した月の翌月からとなります。平成17年4月中に必ず請求書を提出してください。(請求が遅れた場合は支給も遅れることとなります。(例)5月に請求した場合は6月分からの支給となります。)
 - ・障害認定事務は、支給の決定まで数ヶ月必要となりますので、あらかじめご了承ください。(支給が決定すれば、請求書の受付月の翌月までさかのぼって支給されます。)
- なお、収入や年金受給の状況によって支給が制限されることがあります。



国民年金の届出

「節目、節目に届出を
忘れずに」

春は異動のシーズンです。「就職」「退職」「転勤」などが多い季節ですが、国民年金の届出を忘れないようにしましょう。

会社を辞めたとき

国民年金第1号被保険者資格取得届

届出は各支所住民班へ

会社員である配偶者に扶養されなくなったとき

配偶者が会社を辞めたときや本人のパート収入が増えたときなど

国民年金第1号被保険者資格取得届

届出は各支所住民班へ

会社員である配偶者に扶養されるようになったとき

国民年金第3号被保険者資格取得届

配偶者の勤務する事業主へ

住所や氏名が変わったとき

住所変更届

第1号被保険者は各支所住民班へ、第3号被保険者は配偶者の勤務する事業所へ

事業所へ

【問合せ先】 対馬市各支所住民班 長崎社会保険事務局長崎北事務所 095-861-1211

人口動態職業
産業調査に
ご協力を!

厚生労働省では、毎年人口動態調査を実施していますが、国勢調査の年には、産業の記入までお願いしております。ご面倒ですがご協力ください。

《調査期間》

平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで
1年間

《調査対象者》

出生届・死亡届・死産届
・婚姻届・離婚届の届出
をされる方々

《調査方法》

各届書の届出の際、届
出用紙にある「職業欄」
に記入していただく。